NPO 法人ひょうご消費者ネット 通信

NO.11　2015.3.13

通信１１号　　理事長の言葉

「日本の消費者団体制度（その２）」

理事長　山﨑　省吾

１，前回のあらすじ

前回・通信１０号で，「理事長の言葉」シリーズを設けて、今後何回か連続にて「適格消費者団体」とはどういう制度なのか，日本の「消費者団体制度」はどうあるべきか、私たちは今後どう行動するべきかについて考えていきたいと申しました。

通信１０号の「理事長の言葉」を要約しますと，①日本の消費者団体はたくさん存在しているが個別分断化されていること、②日本の消費者運動はこれまでずっと国民生活センターや地方の消費生活センターなど行政が主体で消費者団体は主役になってこなかったこと、③そこでは、高度経済成長期の企業育成の世相の中で悪質業者をいかにして取り締まるか，公害や欠陥商品などによる企業の行き過ぎをどう防止するかという点に主眼が置かれてきたこと、④日本の消費者団体は「問題対応型」のものが多くて、欠陥マッチや薬害などの問題の枠をこえて消費者全体の自立的なパワーの結集をはかったり政治的な力を持つような志向がほとんど無かったこと、などを指摘したのです。

前回「理事長の言葉」の最後の文章は「・・・・政治的にみると、消費者は潜在的に大きな力を持っているとみられるのに、被害に遭った消費者は常に泣き寝入り状態で放置されて、消費者が全国的な消費者団体を統一的に組織して、強い発言力を国家に対し持つという事態は想定されてきませんでした。このため、日本の消費者団体は，諸外国と異なって特殊な姿をしてきました。次回には、日本の消費者団体についてのコメントの続きを述べて、さらに他の国と比較して日本の消費者運動がどう変わっているかについてお話しします。」というものでした。今回続きをお話しするつもりでしたが１月２７日に大変なことがおこりました。日本の消費者運動にとって極めて不幸な出来事で「不招請勧誘制度の事実上の骨抜き」の話です。そこで、予定を急遽変更して、「不招請勧誘禁止制度と消費者団体」の話をしようと思います。

２，商品先物取引法における不招請勧誘の禁止制度の骨抜きの話

消費者保護の分野は実は公害や欠陥商品だけではありません。

クレジットやサラ金による高利の被害や貧困問題もそうですし、他にも悪質商法や「金融サービス被害」もあるのです。高齢者らをめがけて「絶対儲かりますから投資しませんか」などと勧誘して投資金名目下にあの手この手で被害者の金を奪うもので、被害額も多いものです。

昭和６０年には「豊田商事の純金ファミリー証券商法」が大きな被害を出しました。これは金の現物まがい商法で明らかなペーパー商法･詐欺商法で、その平均被害額は約４００万円でした。この金額は当時の国民の世帯あたり貯蓄額に相当しました。そのあと、投資ジャーナル事件，会員権商法、和牛預託商法，外国為替証拠金商法，そして現在の未公開株･未公開社債･ファンド商法、ワールドオーシャンファームやＭＲＩ事件など金融サービスをめぐる悪質な商法は後を絶ちません。

他にもワラントや証券の過当取引・仕組債など大手証券会社や銀行による消費者被害も含まれます。これら金融サービスをめぐる悪質商法の「元祖･本家」ないし「元凶」と位置づけられるのが「商品先物取引」なのでした。金･大豆･小豆･原油･ガソリン･ゴムの「相場」へ「絶対儲かる」と「電話勧誘」して相場の世界に引き込み、損をさせるのです。高齢の男性中心に被害額は１０００万円を超えています。

こういう先物取引業者に対する裁判例は極めて多く、長い戦いの末に近年では被害者が全面勝訴する状況にきました。こういう状況で、私のような消費者弁護士は日本弁護士連合会などを通じて国会議員らに請願して商品先物取引法を改正させて、ついに２０１１年１月から「先物取引業者からの無差別電話勧誘を一切禁止する不招請勧誘禁止制度」を施行させたのでした。この制度は世界的にみても先進的で、かなり有効であり、国内の先物取引業者数はかつての４分の１にまで激減しました。クレームも減りました。ここで、「無差別電話勧誘」ないし「不招請勧誘」の禁止は消費者被害の防止にどれほど有効かが分かりました。

ところが、先物取引業者はこれでは業界が無くなってしまうと怖れ、自民党や経産省や農水省に逆陳情し、この規制を緩めるように働きかけてきました。この２年間はこれらの業者の力と弁護士会や消費者団体の力が拮抗する状況でした。

実は、この法律は、原則不招請勧誘禁止ではあったものの省令で例外規定を設けることができるということになっていました。この例外はもともとごく僅かでしたが，先物取引業者は省令改正によって「例外と原則を逆転させること」をもくろみました。そして、経産省と農水省の役人と自民党内の規制改革論者が同調しました。

しかし、さんざん悪事を繰り返してきた先物業者に「規制改革」も何もありません。捕まっていた悪者の縄を解くようなものなのです。こんな省令が通ったら，また大事な老後の資金を奪われる高齢者が再び増えていく、そう思って私もいろいろと昨年心ある国会議員に対する陳情を繰り返してきました。

しかし，その努力もむなしく、平成２７年１月２３日、不招請勧誘禁止を事実上骨抜きにする経産省令と農水省令が交付されてしまったのです。この６月１日から施行されてしまいます。これは、悪質な先物取引業者を延命させる意味しかありません。この間に被害者が出てくるでしょう。

ここで私たちの「敵」は先物取引業者と規制権限が無くなることを怖れた役人たち，そして、何故か自民党内の規制改革論者でした。どうみても、その勢力は強くなく，規制を緩める理由もみあたりません。

このような悪人同盟にどうして消費者側がいま敗退しているのでしょうか。よその国では考えられないことです。実はここにこそ、「日本では消費者の力が政治にあまり活かされていない」つまり消費者側の力不足があると思うのです。なめられているのです。本来，消費者の力はもっともっと強いはずです。この程度の悪人達に負けるはずはないのです。それでも、負けたのは消費者団体の力が見くびられたからです。団結せずに分断されて政治的な力が持てなかったからだと思います。

３，次回に向けて

実はこの３月７日と８日、わがひょうご消費者ネットは全国の適格消費者団体とこれから適格消費者団体になろうとする団体を招いて，姫路で「適格消費者団体等連絡協議会」を主宰します。初めてのことです。３月７日の本会議には消費者庁の担当官僚が出席して我々を規制・監督します。

３月８日の会議の後、我が「ひょうご消費者ネット」は、これまで消費者団体の比較法的研究をされてきた、高橋義明･筑波大学准教授を招いて、午前１１時から「イーグレ姫路」ホールで講演会を催します。わが国の消費者団体が他の国とどう違っているのかを日本で初めて研究発表して貰うわけです。

入場無料、どなたでも参加歓迎です。まだまだ空きはあります。

次回・通信１２号の「理事長の言葉」では、この髙橋先生の研究報告を踏まえて続きを述べたいと思います。

H26 年度　第 5 回　近畿ブロック地方消費者グループ・フォーラム in 滋賀　への参加報告

吉江理事

２月４日水曜日、ピアザ淡海で行われたフォーラムで吉江理事が壁新聞リレー紹介に参加し、兵庫県での適格消費者団体の活動報告を行い「ひょうご消費者ネット」の存在感をアピールしました！

スマートな外観と切れのよいトーク♪　いかにも真面目で爽やかな風貌は、遠慮がちで謙虚な司法書士の印象を大きく変えるものでした♪！

今年の壁新聞は、１９団体が参加し、リレー報告は、14 団体が行いました。

吉江理事　リレー報告

このフォーラムには、近畿圏内で活動する主な消費者団体や各地の消費者行政担当職員、また消費者庁職員が多数参加しています。この全体会で発表する意義は大きく、持ち時間４分に込められた情熱は、会場に届いたと確信できました。

全体テーマは、「広げよう連携の輪～消費者の安全・安心を地域から～」坂東　久美子消費者庁長官の消費者行政の予算は大幅に増額しました。との力強い挨拶で始まり壁新聞リレー紹介で幕を開けました。

その後、３つの分科会に分かれ、テーマごとに２つの団体が活動報告を行った後、再度全体会で課題などを共有して幕を閉じました。

壁新聞 前で
吉江理事＆大森理事

分科会のテーマは、第１「～見守り活動は地域で～」、第２「～消費者教育の推進～」、第３「～子どもの安全・安心の確保～」からなっていて、参加した前田、吉江、酒井の３人は、それぞれ別の分科会に分かれて参加しました。大森理事は、フォーラム全体の総合司会でしたが、参加資格は、ＮＰＯ法人Ｃ・キッズ・ネットワークの理事長でした。会員間でも「連携」が生かされていたのでした。

酒井　富美子

「2014 年度ひょうご消費者セミナー」開催のご案内

消費者支援機構関西、ひょうご消費者ネット、兵庫県生協連合会、コープこうべの 4 団体共催セミナーも 7 回目を迎えます。今年は健康食品をテーマに、講演と寸劇で楽しく学びます。

下記の開催要領をご参考にお申し込みください。

☆と　き：2015 年 3 月 19 日(木)午後 1 時～3 時 30 分
☆ところ：兵庫県民会館 11F パルテホール（神戸市中央区下山手通 4-16-3）
☆テーマ：「正しく知ろうよ！健康食品～かしこい消費者になるために～」
講師　松浦　寿喜氏（武庫川女子大学生活環境学部教授）
☆参加費：無料
☆定　員：150 名　（3 月 13 日締め切り）
☆申し込み先：ひょうご消費者ネット事務局・・FAX 078-361-7205
またはメール　office@hyogo-c-net.com

〇ホームページにも案内チラシを掲示しています。

皆様お誘い合わせの上、ぜひご参加をお待ちしています。

平成 27 年 1 月 24 日　ＮＰＯ法人ひょうご消費者ネットシンポジウム
自分らしい暮らし方を考える「正しい終活あれこれ」に参加して

土曜の午後、眠くなるような時間帯のシンポジウムで難しい話なら寝てしまうのではないかと心配していましたが、とても楽しいシンポジウムでした。

先ず初めに、終活の話だと思いきや「よりよいお買い物のために」という基調講演に少々の違和感があったものの、お話の内容はとても具体的で勉強になりました。

頭では分かっていても日常では衝動買いの多い私は反省することばかりで、地方名産は老舗を選ぶ・食品は業者を決めておく等など、なるほど、なるほど。

その後は「いざという時のために・・・」～お葬式を考える～と言う寸劇。

なかなかの役者さん達、本職は葬儀屋さん？と思えるような演技に笑いながら両親の葬式を思い出しました。葬儀屋さんに言われるままの契約、疲れ悲しんでいる時に契約の内容なんて確認している余裕がないですよねぇ～。

一生に一度だけのお葬式なのだから、ケチくさいことは言いたくないのが人情というものです。後で冷静になってみると「随分高いなあ～」と思ったことを思い出しました。

それでも一度だけと思うと苦情もいえません。

葬式独特の問題がありますね。やはり、エンディングノートは必要だと主人の分までもらって帰宅しました。

最後のクイズも勉強になり解答までいただき、至れり尽くせりのシンポジウムでした。

西田依未

「消費者問題法律知識　スキルアップ講座」を受講して

平成 27 年２月１日 10 時 30 分から、 神戸市総合福祉センター５階研修室において、「消費者問題法律知識スキルアップ講座」が開催されました。講座の案内チラシで「 ひょうご消費者ネットならではの人気弁護士講師陣による最新の情報を、鋭い切り口で、わかりやすくお届けします」と謳われていたとおり、お申込みが定員を超えキャンセル待ちが出るほどの人気だったようです。講座は、人気講師陣による３部構成でした。

辰巳裕規弁護士による「民法改正と消費者契約法の実体法改正について」では、民法の債権にかかわる規定の見直しについて、「そもそも民法とは？」から始まり、限られた時間の中、膨大な改正内容から消費者契約に関わる改正点のポイントを押さて分かりやすく説明していただきました。最後に、民法改正が消費者保護を弱めるのであれば、改正が検討されている消費者契約法の実体法改正の必要性についてのお話がありました。

上田孝治弁護士による「消費者裁判手続特例法について～新しい被害回復のカタチ～」では、最初に「これまでの消費者被害回復に向けた方法と消費者から見た特徴」で現在の被害回復の方法についての整理、そして平成 28 年 12 月までに施行される「消費者裁判手続き特例法」（集団的消費者被害回復制度）について詳しく分かりやすく説明していただきました。まとめでは、制度の施行後に相談員としてすべきことについてもお話があり、制度の実効性を高めるための相談員の役割を認識することができました。

最後に、理事長山﨑省吾弁護士による「高齢者の消費者被害をなくすために」では、急増している高齢者消費者被害の問題点と被害防止や救済についてお話がありました。諸外国で導入されている「ドゥーノットコール」などの不招請勧誘規制についても紹介されました。随所に笑いをちりばめ高齢者被害防止と救済についての熱い思いが伝わり、今後のひょうご消費者ネットの役割について会員として改めて考える機会となりました。

ひょうご消費者ネットの初めての試みの学習講座でしたが、３人の講師のお話は大変分かりやすく、通常の相談員の研修講座では聞けないような内容もあり、朝から夕方までの長時間でしたが、あっという間に時が過ぎ有意義な１日となりました。今後も継続的にこのような学習講座を企画していただきたいと思います。

鈴木　惠

リレートーク

私の宝物

藤原正治

今アナログレコードの人気が復活しているらしい。渋谷に専門店がオープンし、生産枚数も２００９年に底を打ち以後は増加、２０１４年は前年比１６６パーセントを記録したそうである。アナログレコードを愛好する私としてはなんとなくうれしい。

私には大切にしている１枚のレコードがある。丁度５０年前に、高校の入学祝いに父が買ってくれたカラヤン指揮ベルリンフィルのドヴォルザーク「新世界」である。明石のニシキ屋で２０００円であった。当時の２０００円は多分現在の１万円くらいの感じであろうか。ともかく高校生にとっては大変高価なものだった。うれしくてもったいなくて、なかなか針を下せず、ジャケットのニューヨークの摩天楼の写真ばかり眺めていた。

父は大手の家電メーカーに勤めていた。ボーナス支給時に自社製品購入義務が課せられて、わが家には不釣り合いな家具調ステレオセットが、和室にでーんと鎮座していた。「下町の太陽」や「寒い朝」とは異なるオーラを発して、カラヤンの「新世界」がわが家に高らかに鳴り響いたのである。

レコードの埃をクリーナーで静かに取り、針をそーっと下ろす。お茶の作法のような一連の所作とともにゆったりした音楽の時間が流れだす。 今もこのレコード、時々雑音が混じるけれど、５０歳で亡くなってしまった父親の思い出とともに懐かしく響く。

かつて開高健がエッセイの中で、飛行機を使って海外旅行する時、空港で「身体は着いたが、心の追いつくのを待たないといけない」みたいなことを書いていたと思う。「なんでこんなに忙しく暮らすはめになったのか」と思う人は、 たまには「心の追いつくのを待つ」時間を持つことも大切な様に思う。

○消費者法ニュース　2015／1　102 号
NPO 法人ひょうご消費者ネットの活動報告
あるべき適格消費者団体を目指して
理事長　弁護士　山﨑省吾

○現代消費者法　No25　東奔西走
登山ツアーの契約条項について
検討委員　司法書士　茂木昌子

毎号、活動報告を連載しています。

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット